個人情報保護に関する覚書(案)

国立大学法人浜松医科大学（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する個人情報の取扱いに関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、甲が乙に委託する個人情報について、適切な保護を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　本覚書において、「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、又は画像若しくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

（適用範囲）

第３条　本覚書は、個人情報を取り扱う業務委託契約の前提となる最重要事項を定めるものであり、甲が乙に委託する個人情報を取り扱うすべての業務委託契約に適用される。

２　業務委託契約において本覚書の一部の適用を排除し、又は、本覚書と異なる事項を定めた時は、本覚書が業務委託契約に優先するものとする。

３　本覚書締結前に甲乙間で締結された業務委託契約が存在する場合は、本覚書は当該業務委託契約を拘束するものとする。

（委託業務の処理責任）

第４条　乙の行う本件業務の処理につき瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたため不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完し、又は同時に損害の賠償の責に任ずる。ただし、乙の予見できない事情や甲の提供したデータ等の瑕疵による場合等乙の責に帰すべき事由に基づかない場合にはこの限りではない。

（個人情報保護に関するガイドライン等の遵守）

第５条　乙は、個人情報保護の重要性を認識し、当該業務の遂行にあたっては、甲が指示する個人情報保護に関する取扱基準を遵守するものとする。

（目的外利用の禁止）

第６条　乙は、甲から委託を受けた個人情報について、当該業務を遂行する目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

２　乙は、安全管理上必要なバックアップを目的とする場合、本件業務遂行のために当然に予定されている場合を除いては、甲の事前の書面による承諾を得なければ、甲から委託を受けた個人情報について、加工、利用、複写、複製を行ってはならない。

（安全管理措置）

第７条　乙は、当該業務を遂行するにあたり、甲から委託を受けた個人情報について、個人情報の盗用も防止並びに個人情報の漏えい、滅失又はき損等防止として、組織的、人的、物理的および技術的な安全管理措置を講じるものとする。

（秘密保持義務）

第８条　乙は、本件業務の履行に当たって、知り得た甲の個人情報を第三者に開示、漏えい、提供してはならず、乙の従業者にもこの点を遵守させるものとする。

２　乙は、当該業務に従事する従業員を必要最小限にするとともに、従業者に対し、その在職中および退職後においても、当該業務を遂行する上で知り得た甲の個人情報について、秘密に保持するよう義務づけるものとする。

３　乙は、甲から要求があった場合は、前項の措置を講じたことについて秘密保持に関する契約書面を提示することにより明らかにしなければならない。

４　乙が公務員、弁護士、会計士、税理士等法律上守秘義務を負うものに対して機密情報を開示する合理的必要が生じた場合には、開示に先立ちその旨を甲に報告するものとする。捜索、差押等法律上の強制力を伴う手段に基づく開示であって、開示に先立つ報告が行えなかった場合には、乙は開示後直ちに甲に報告するものとする。

（個人情報の授受）
第９条　当該業務に関して、甲が乙に対し個人情報を委託する際は、その授受を明確にするために、書面を取り交わすものとする。
（個人情報の返還、消去、廃棄）
第 10 条　乙は、甲から委託を受けた個人情報について、当該業務が終了した場合又は甲が指示した場合は、直ちに甲に個人情報を返還するものとし、この授受においては書面を取り交わし記録を残すものとする。また、個人情報を出力した媒体又は複製物がある場合は、これらを消去又は廃棄し、その旨書面により甲に報告するものとする。
（再委託の禁止）
第 11 条　乙は、当該業務の処理の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
２　前項のただし書の場合といえども、乙は本覚書に定める責任を負うものとし、かつ乙は、再委託先との間で本覚書に準ずる覚書を締結し、本契約に定めた乙の義務に関する規定を遵守させなければならない。
（窓口責任者の設置）
第 12 条　甲及び乙は、当該業務における個人情報の授受、その他個人情報の保護に関し互いに相手方からの問合せ・要求等に速やかに対応するため、それぞれ窓口責任者を指名の上、書面により相手方に通知するものとする。なお、これに変更のある場合も同様とする。
（遵守状況の確認）
第 13 条　甲は、当該業務における個人情報の取扱い状況について、随時乙から報告を求めることができる。
２　甲は、当該業務における個人情報の取扱いについて、契約内容が遵守されていることの確認を、乙に求めることができる。
（事故時の報告）
第 14 条　乙は、甲から委託を受けた個人情報の全部又は一部が、乙、乙の従業者、再委託先又はその従業者により不当に開示、漏えい、提供等した場合又は当該業務遂行以外の目的での利用が判明した場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、損害発生の防止措置を直ちに講ずる。
２　乙は、甲から委託を受けた個人情報に関し、本人等の第三者から、苦情、問合せを受けた場合、直ちにその旨を甲に報告するものとする。なお、第三者からの苦情、問合せについて、乙は甲の事前の承諾なしにこれに回答してはならず、この対応については甲の指示に従うものとする。
（損害賠償等）
第 15 条　乙は、甲から委託を受けた個人情報の全部又は一部を、乙、乙の従業者、再委託先又はその従業者により不当に開示、漏えい、提供等した場合又は当該業務遂行以外の目的での利用をした場合は、甲は、乙に対して差止め、損害賠償及び甲が必要と認める措置を請求できるものとする。
２　乙は、前項の場合、甲、甲の従業員又は第三者に生じた一切の損害を賠償する。ただし、甲の責めに帰するべき事由による場合は、この限りではない。
（有効期間）
第 16 条　本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から起算して満１年間とする。ただし、期間満了の１ヵ月前までに甲乙双方から書面による意思表示がない場合は、本覚書は同一契約内容でさらに１ヵ年更新するものとし、以後も同様とする。
（存続条項）
第 17 条　前条にかかわらず、本覚書が終了した場合でも、第６条、第８条、第 14 条ないし第 15 条の規定については、効力を失わず存続する。
（協議解決）
第 18 条　本覚書に定めのない事項及び本覚書の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　浜松市中央区半田山一丁目２０番１号
国立大学法人浜松医科大学
理　事　　三　沼　　仁

乙